

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(抄)
内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第四十二條の二第一項中「第十條第一項第五号」を「第十條第一項第四号」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
第一條の表第十二條第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八條ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。
第四條の五の表第三條の二の項中「第三條の二」を「第三條の三」に改める。
第五條の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に「算定標準」を「算定基準」に改める。
第五條の三第二項及び第五條の四第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第三十條第一号中「第三十五條第三号」を「第三十五條第四号」に改め、同条第二号中「第三十條第二号」を「第三十五條第三号」に改め、同条第三号中「第三十五條第二号若しくは第三十條」を「第三十五條第三号若しくは第四号」に改める。

(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項を次のように改める。
都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という)は、
法第二十九條第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。
第八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を準拠するものとする。

(食品衛生検査施設の設備)

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という)又は特別区にあつては、市又は特別区」を加える。
一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号) 第四條第三号
二 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号) 第四條第三号

(旅館業法施行令の一部改正)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十号中「さえぎ」を「遮る」に改め、同項第十一号中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区以下同じ)」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第五條中「第二十一條第二号又は第三号」を「第二十一條第三号又は第四号」に改める。

